

# JR東海労ニュース

9条堅持!



山岡けんじ

No.1857

2013年7月11日

JR東海労働組合

## 憲法改悪阻止！ シリーズ ⑦

# 憲法改正と言う前に憲法を守れ！ 憲法を守らない国会議員はいらない！

憲法は、国家権力の暴走を抑えるためにあることは、本紙No.1852（立憲主義）で説明しました。従って、国会議員や公務員などは憲法を尊重し擁護する義務があります。それが99条で謳われています（下表参照）。

ところで、憲法尊重擁護義務があるにも関わらず、これを守らない国会議員、公務員がいるのです。「96条を改正する」と言うこと自体、明らかな憲法尊重擁護違反です。自衛隊、その前身の保安隊の設立に関与した者も9条に違反する行為です。さらには、冤罪に関与した裁判官、検察官なども、基本的人権、生存権を剥奪する行為で憲法違反です。このような者たちは問われるべきです。

『自民党憲法改正草案』は、憲法尊重擁護義務について天皇、摂政を除外し、国民に義務づけています。おかしいとは思いませんか？皆さん、声を大にして訴えましょう。「憲法を守らない国会議員らは辞任せよ！」「憲法改正を叫ぶ前に、憲法を守れ！」と。

国会議員等は憲法を守らなければならぬ義務があるんです！

日本国憲法	自民党憲法改正草案
第九十九条 <b>天皇又は摂政及び</b> 国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。	(憲法尊重擁護義務) 第百二条 <b>全て国民</b> は、この憲法を尊重しなければならない。 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負ふ。